

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第26回）議事録

1 日 時

平成26年8月5日（火） 14時00分～14時45分

2 場 所

総務省共用10階会議室

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、井手 秀樹、斎藤 聖美、
谷川 史郎
（以上5名）

(2) 総務省

吉良総合通信基盤局長、高橋総務課長、吉田電気通信事業部長、
吉田事業政策課長、塩崎電気通信技術システム課長、堀内番号企画室長

(3) 事務局

蒲生情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

4 議 題

諮問事項

「国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方」について

報告事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用状況（電柱・管路等の貸与実績）について

開 会

(山内部会長) それではお時間ですので、ただ今から第26回の情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日ですけれども、出席状況、委員7名中5人が出席しておりますので、定足数を満たしております。

それから、本日の会議は公開で行います。

議事に先立ちまして、この度総務省において人事異動があったというふうにお聞きしておりますので、新たに着任された方のご紹介をお願いしたいと思います。

(蒲生管理室長) はい、事務局を務めさせていただきます、情報通信国際戦略局管理室長の蒲生です。よろしくお願いします。

それでは、この度人事異動がありました、総務省幹部を紹介いたします。総合通信基盤局高橋総務課長です。

(高橋総務課長) 高橋でございます。

(蒲生管理室長) 吉田電気通信事業部長です。

(吉田事業部長) 吉田です。よろしくお願いします。

(蒲生管理室長) 塩崎電気通信技術システム課長です。

(塩崎システム課長) 塩崎でございます。よろしくお願いいたします。

(蒲生管理室長) 堀内番号企画室長です。

(堀内番号企画室長) 堀内です。よろしくお願いいたします。

(蒲生管理室長) 以上です。よろしくお願いします。

(山内部会長) はい、ありがとうございました。

それでは、お手元に議事次第がありますので、議事次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。本日の議題ですけれども、諮問事項が1件と、それから報告事項が1件ということになっております。

諮問事項

「国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方」について

(山内部会長) それでは、はじめに、諮問第1219号「国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方」について審議したいと思います。本件につきましては、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づきまして、当部会に付託されているということでございます。それでは、総務省側よりご説明をお願いしたいと思います。

(堀内番号企画室長) 番号企画室長です。諮問内容について説明させていただきます。まず資料26-1-1の諮問書をご覧ください。国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方につきまして諮問いたします。諮問理由につきましては別紙に記載をしております、読みあげさせていただきます。

電気通信の番号の中で1から始まる3桁の1XY番号(X及びYは0～9の数字)は、桁数が短くダイヤルが簡単であり、1から始まるので特殊なサービスであることを想起しやすいという特徴を有しております。このため、「平成10年度 電気通信番号に関する研究会」において、1XY番号の有効利用方策について検討し、その報告書において、その用途、基本的な方針を整理し、個々の番号ごとに利用方法を設定した利用指針を定めており、今日まで当該利用指針に基づき運用しているところでございます。

また、1XY番号の用途については、1XY番号を利用する必然性が相対的に高い用途(優先度の高いもの)とそれに準じるものとに分類して、優先度の高いものをA分類、それに準じるものをB分類としており、具体的な用途は次のとおりです。

A分類。緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途。基本的な電気通信サービスの利用に当たって容易な認識が必要となる用途。既に3桁の統一番号として広く認識がなされている用途。事業者共通のプレフィックスとしての用途。

B分類。A分類に準じる用途であって、加入者を直接収容する事業者のみがその直接収容する加入者に対して利用できるもの。

ただし、基本的な方針として、A分類については、広範囲の利用者により容易に認識できる必要があることから1XY番号の3桁を事業者間で統一して使用することとし、B分類については、4桁化等によりできるだけ番号空間を拡大して使用することとし、3桁目までを番号ごとに大枠で用途設定した上で、4桁目以降は事業者の創意工夫で使用することを定めております。

現在、国が提供する相談ダイヤルの多くは、全国統一番号サービス(0570から始まる10桁の電話番号)を利用しているところですが、この長い桁数では覚えにくいと、桁数が短くダイヤルが簡単な1XY番号を相談ダイヤルに利用することの相談を受けているところでございます。しかし、当該利用指針では、国が提供する相談ダイヤルについては、具体的に明記されておりません。

そのため、国が提供する相談ダイヤルの重要性に鑑み、どのような用途の相談ダイヤルであれば、「平成10年度 電気通信番号に関する研究会」で定められた用途に合致するのか、及び利用指針の変更が必要かどうかを検討する必要があります。

以上より、国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方について諮問いたします。

続きまして、資料26-1-2をご覧ください。諮問理由で説明した内容と重なるところがございますが、説明させていただきます。まず1ページをご覧ください。電気通信番号の中で1から始まる3桁の1XY番号は、その番号の持つ性格から緊急通報番号のよう

に緊急性の高い通信に利用されるとともに、番号案内や故障受付のためのオペレータの呼出しや、時報、天気予報、災害用伝言ダイヤル、発信電話番号の通知・非通知の選択等、汎用的な用途に利用されております。具体的な用途と番号につきましては、警察の110、海上保安の118、消防の119をはじめとして、番号案内の104、故障受付の113、時報の117、天気予報の177、災害用伝言ダイヤルの171、発信者番号の通知、非通知としての186、184等、1XY番号の利用方法として100番号中53番号について設定しているところです。今般、国が提供している相談ダイヤルについて1XY番号の利用に関する相談があったところですが、現状では整理されたものがなく、国が提供する相談ダイヤルの重要性に鑑み、どのような場合に利用可能とするかを検討する必要があります。

2ページをご覧ください。1XY番号については「平成10年度 電気通信番号に関する研究会」において、1XY番号の有効利用方策を検討し、現在に至るまで当該研究会の考え方に従って運用しているところです。

具体的には、1XY番号を利用する必要性が相対的に高い用途（優先度が高いもの）とそれ以外のものとは分類し、優先度の高いものをA分類、それに準じるものをB分類とし、A分類については、広範囲の利用者により容易に認識できる必要があることから、3桁の1XY番号を事業者間で統一して使用する一方、B分類については、3桁目までを番号ごとに大枠で用途設定した上で、4桁化等によりできるだけ番号空間を拡大して使用することとし、4桁目以降は事業者の相違工夫で使用することを基本方針としております。

このような基本的な考え方にに基づき、個々の番号ごとに利用方法を整理した番号の一覧表である、利用指針を策定しております。

3ページをご覧ください。1XY番号を利用する優先度が高いA分類の用途といたしまして、4つの用途を定めております。1点目としては、緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途であり、緊急通報、災害対応、プライバシー保護対応が該当します。2点目としては、基本的な電気通信サービスの利用に当たって容易な認識が必要となる用途であり、番号案内や故障受付が該当します。3点目としては、既に3桁の統一番号として広く認識がなされている用途、であり、天気予報、時報、電報受付が該当します。4点目として、事業者共通のプレフィックスとしての用途であり、固定優先接続の解除、発信番号通知・非通知が該当します。

またA分類に準じる用途であって、加入者を直接収容する事業者が、その直接収容する加入者に対して利用できるものとして、B分類を設定しております。一例ですが、オペレータが受け付けるコレクトコールの106や、特定者向け情報の蓄積・再生、いわゆる留守番電話である141等が該当します。

4ページをご覧ください。検討事項（案）になります。大きく3点ございます。まず1点目は、国が提供する相談ダイヤルは、1XY番号の有効利用の観点から適当と認められる用途に該当するか、どのような相談ダイヤルであれば該当するのか。また1XY番号の

有効利用の観点から適当と認められた用途について、さらに具体化を図る必要があるかというものです。

2点目は、今回の検討に当たり最大で計100番号までしか用途設定できない1XY番号について、番号逼迫の関係でどの程度影響が出るのかというものです。

3点目は、「平成10年度 電気通信番号に関する研究会」において「利用指針」を変更する場合の手段として、利用者、有識者、事業者等に幅広く意見を聴取した上で変更することが適当とされているところ、今回ご検討いただいたルールに該当する相談ダイヤルについて番号を設定し、「利用指針」を変更する場合の対応をどのようにするかというものです。

5ページをご覧ください。本件は、電気通信事業政策部会に付託されたところですが、電気通信事業政策部会においては、電気通信番号に係る制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、電気通信番号政策委員会が設置されているところです。今後の検討につきましては、電気通信番号政策委員会においてご議論いただくことでいかがか、と考えております。

6ページをご覧ください。今後の検討スケジュール（案）でございます。本日、8月5日の諮問の後、電気通信番号政策委員会でご議論いただき、12月を目途に答申をいただければと考えております。

7ページ以降に参考資料として、「平成10年度 電気通信番号に関する研究会」報告書概要を添付しております。これまでの説明と重複するため、説明は省略させていただきますが、10ページ、11ページをご覧ください。1XY番号の個々の番号ごとに利用方法を整理した一覧表を「利用指針」として策定しておりますが、100番から199番までの計100番号について利用方法を整理したものとなります。保留とありますのは、具体的な用途を定めていない番号ということになります。また、13ページに関係法令を添付しております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

（山内部会長） どうもありがとうございました。それでは今ご説明がありました、国が提供する相談ダイヤルの3桁番号利用の在り方について、ご意見あるいはご質問がありましたら、いかがでしょうか。

（谷川委員） よろしいですか。

（山内部会長） どうぞ。

（谷川委員） この国が提供する相談ダイヤルだと、例えばどんなものがあるのでしょうか。

（堀内番号企画室長） 様々なものがありますが、例えば、警察や消防のように緊急通報まではいかなくとも、何らかの通報のダイヤルでありますとか、緊急的な相談を受け付けるためのダイヤル、また子供関連のダイヤル、消費者関連のダイヤル等があるところがございます。

（谷川委員） 数的にはどれくらいかわかりますか。

(堀内番号企画室長) 政府広報に記載されている範囲ということで、我々のほうで把握しておりますのが、約70の相談ダイヤルでございます。

(山内部会長) よろしいですか。

(谷川委員) はい、ありがとうございます。

(山内部会長) その他に。どうぞ。

(相田部会長代理) 今、ちょうど数を仰られたので。この諮問書を見ると、3桁決め打ちという書き方になっていて、ただ、今ご紹介にありましたように、B分類についてはできるだけ番号空間の有効利用のために、4桁以上で使うということが書かれておりますが、今回この諮問書を見ると、桁数は3桁で決まりという理解でよろしいのでしょうか。

(堀内番号企画室長) その辺につきましても、委員会や部会でのご議論ということになるのですけれども、我々といたしましては、国が提供している相談ダイヤルの3桁化ということにつきまして、実際に相談をいただいているところでございます。また、1XYの、特にA分類の用途といたしまして、先ほどもご説明いたしました、緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途と整理されておりますように、国の提供するダイヤルというのが、この区分内に該当するのであれば、該当省庁の要望といたしますか相談にもごさいますように、1XY番号の指定ができないかということをご議論いただければと思っております。

(相田部会長代理) はい。相談の内容によっては、その手のものは4桁でやってくださいとかいうようなご意見を申しあげられる可能性もありということでもよろしいですか。

(堀内番号企画室長) 中身に応じてはそのような分類というのもあるかと思っておりますけれども、今後具体的な国の相談ダイヤル、ひとまず先ほど約70、我々のほうで把握しているということを申しあげましたが、実際に制度化を図る上では、具体のニーズが明らかになっているものについてどうするのかということを経済的にはご議論いただくことになるかと思っております。その辺のまず入口論、そして具体論につきまして今後ご議論いただければというふうに考えております。

(山内部会長) よろしいですか。齋藤委員どうぞ。

(齋藤委員) すみません、とんちんかんな質問かもしれませんが、ビジネスをやっているとついつい収益とコストのことを考えてしまうのでお伺いするのですが、この3桁の番号で今、発信者が支払っているのは何で、今回の検討に関しては料金体系も併せて考えるのか考えないのか、そのあたりのことを教えていただけますか。

(堀内番号企画室長) まず、費用負担の在り方ですが、元々現にある相談ダイヤルというものが、実際どのような形でサービスを提供しているのかにつきましては、様々でございます。発信者側、つまり電話をかけた側が料金負担するものもございまして、そうでないものもございまして。

今回ご議論いただきたいターゲットは国が提供する相談ダイヤルですけれども、基本は国のサービスとして提供しているものについて、この3桁化なり、相田部会長代理からお

話しがありました3桁化ではないパターンがあるかもしれませんが、何かしらの整理をした段階で、その該当省庁につきましては、ダイヤルについてのシステム化を事業者の方々と具体化していくこととなります。

そのとき、実際どのようなネットワークを作るか。端的に申しあげますと、どの程度のコストがかかるかというようなことも含めまして、これから予算の編成過程において、該当省庁においていろいろと検討を進めていくことになろうかと思えます。基本的に費用負担の在り方をこの場でご議論いただくかということについては、今念頭にはございません。費用負担の在り方につきましては、実際にそのサービスを提供する主体である国、省庁が、どのようなサービスとしてそれを継続していくかによるところが大きいかと思っております。

番号政策を担っている我々といたしましては、国が提供する相談ダイヤルというものにつきまして、今回は、3桁化が馴染むのかどうかということをご議論いただくわけですが、その制度化ができるのか、ないし3桁化に当たっての考え方というものを、現状の整理より少し具体化できないかということをご議論いただきたいと思っております。

(相田部会長代理) ちょっとよろしいですか。

(山内部会長) どうぞ。

(相田部会長代理) ちょっと補足させていただきますと、要するに1XYの番号をできるようにするために一時的にかかるお金と、それでバンバン使えるようになった後、実際相談する人が毎回の通話でお金を払うのかという話があって、今話を聞いたところでは、既にもう0570で、要するに通話ごとにはお金を払ってやっている相談番号だということであり、たぶん今回は後者については、もうちゃんと毎回お金を払って使うということで、たぶん問題ないと思うのですけれども。

実は、今説明ありませんでしたけども、もう10年くらい前でしたか、あじさい月間で、地方自治体の受付番号として1XYを使いたいというご議論がありました。そのときには、その通話料もどうするのかという話とだいぶごちゃごちゃになっちゃって、話がややこしかったのですけれども、今回はもう、0570でサービスやってらっしゃるということだと、通話がつながった後は、ちゃんと毎回お金を払って使っていただくということで、たぶん整理ができていのかと思っております。

(堀内番号企画室長) 相田部会長代理からお話がありました件につきましてご説明いたします。横浜市から地方自治体のコールセンターに3桁番号を使用できないかという要望があり、平成18年になりますが、「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会」において検討が進められました。結果として、地方自治体のコールセンターに高い公共性があるという整理となり、1XY番号の使用を認めることは適当であるとされたところですが、実際には費用負担の関係等がありまして、サービスインといえますか、3桁番号の利用には至らなかったということがございます。

(山内部会長) よろしいですか。

(齋藤委員) お金のことがはっきりしないと議論が進まないような気がしますけれど。

(吉田事業部長) ご指摘の点については、相田部会長代理から言われたように、いわゆる通話のコスト、使うユーザーが払うコストの問題と、説明の中で触れましたけれども、システムをいじるために必要な経費の問題とといったいくつか必要なコストがございます。メインの審議会でご議論については、番号政策としての番号利用の在り方の方向性についてご議論いただくことをお願いしたいと思っておりますけれども、まさに今、齋藤委員がご指摘のとおり、それに伴うコストの問題は皆様ご関心のあるところですので、議論の中で混乱しないように、その点については少し整理をして、考え方については実際の審議の中の資料としては提出させていただきたいと思えます。

(谷川委員) ちょっとよろしいですか。

(山内部会長) どうぞ。

(谷川委員) 3桁で余っているのが47で、候補が約70あって、どうしても全部入らなくて。なおかつ先に入れてしまったものをどかすという議論は、この中ではどうも枠組みとしてはしないということになると、将来的にある程度余裕も残しておきつつ、番号を割り振るとしたらどんなルールが適切か、というのがメインと考えればいいのですか。

(堀内番号企画室長) はい。まさに谷川委員のご指摘のとおりのもので、ご議論いただければと考えております。

(山内部会長) ありがとうございます。それでは本件につきまして、先ほどありましたように、電気通信番号政策委員会において検討していただきます。その結果を報告していただいた上で、当部会で審議し答申をまとめることでよろしいかと思えますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。よろしければ、その旨決定することとさせていただきます。

報告事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用

状況（電柱・管路等の貸与実績）について

それでは続きまして、報告事項に移りますけれども、これは「公共事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用状況（電柱・管路等の貸与実績）について、総務省よりご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(吉田事業政策課長) はい、事業政策課長でございます。資料26-2に基づきまして説明させていただきます。表紙をめくっていただきまして、右下に小さいですがページがありますので、それに沿ってご説明させていただきます。

1 ページ目です。「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」というのは平成13年4月から運用しております。これは何かと申しますと、認定電気通信事業者が光ファイバ網を整備するために、設備保有者、電気通信事業者、電気あるいは鉄道の事業者が保有する電柱管路等の既存のネットワーク空間の提供を受けることを円滑化していこうというものでございます。このガイドラインに基づきまして、実際に電柱・管路等の貸与の手続が行われているわけですが、その運用状況を毎年チェックいたしまして、ガイドラインを必要に応じ見直していくということになってございます。

その内容につきましては、公平性、無差別性、透明性、効率性等の基本的な考え方と標準的な取扱方法と、その設備保有者あるいは借り手側が遵守すべき事項について、基本的な考え方を示しております。

なお、ガイドラインでございまして、最終的には民衆の交渉となる部分もあり、強制力を持ったものではございません。

2 ページをご覧ください。実態調査を毎年行っております。今回につきましては、昨年の11月から今年の1月までにかけて、設備を持っている貸し手側と、借り手である事業者に対して、調査を行っております。具体的には2の(1)②にありますとおり、貸し出された件数であるとか、あるいは対応状況、あとは拒否した件数の理由というのを貸し手側に聞いております。(2) 借り手側といたしましては、申請の状況や借りた実績等について調査を行っております。

その内容、3 ページ以降をご覧ください。まず、貸与の実績について3 ページから順次ご説明申し上げます。電柱、管路、鉄塔とございますが、まず、3 ページ目は電柱でございます。だいたい3000万本ぐらいが貸与中でございまして、この内800万本が平成25年中に新規や契約更新が行われました。貸与不可となりましたものは(2)の下線部にございますとおり2607件ということで、全体の0.5%程度でございまして、前年と比べて増えてはおりますが、これは毎年増減がございましてその範囲内ではないかと考えております。

4 ページ目をご覧ください。今度は管路でございまして。管路は長さで調査を行っておりますけれども、1万6396kmが貸出中でございまして、その内1126kmが新規あるいは更新の時期を迎えております。貸せないという対応不可の回答につきましては、全体の7.4%ぐらいでございまして、昨年に比べてやはり若干増加している状況でございます。

5 ページ目をご覧ください。今度は鉄塔でございましてけれども、鉄塔は1万3000本程が貸出中でございまして、その内1万1000本程が新規または契約更新ということでございます。対応不可になりましたのが全体の2.3%ということで、これは逆に前年に比べて減少しているというところでございます。

貸与できないというものについて、理由も確認しております。6 ページ目をご覧ください。多い理由は、表にございます第5号でございまして、電柱については、技術基準に適

合しない場合ということでございます。具体的には強度不足、もちろんすぐに倒れるわけではございませんけれども、これ以上かけますと電柱にかけられる強度をオーバーするというところでございます。その他には、第4号に、地中化計画がある場合、これは件数としては少のうございますけれども、電柱の地中化を行う計画があるのでこの電柱は貸せませんよというものでございます。

実は、昨年に道路法が改正になりまして、防災上重要な道路において電線の地中化を行うという取組が始まっております。昨年も同様のご報告を部会で行っておりますが、その時点でも、道路法の運用等も今後見ていく必要があるというご意見を委員の皆様からもいただいたところでございます。

また、施行間もないということもあるかと思えますけれども、ご覧のように、この拒否事由は非常に減っているといえますか、増えているわけではないということでございます。

また、今後東京オリンピックに向けまして、電線の地中化にもいろいろな取組が進む可能性もありますので、この点については引き続き我々としても注視してまいりたいと思っております。また、管路につきましては、1番多い理由は、第1号の設備に空きがない、このような管なのでどうしても限界がありまして、そのため空きがないというのが多くなっております。

7ページ目以降は、それぞれにつきまして、年度別、設備別に理由を追ったものでございますので、説明を省略させていただきます。

10ページ目以降は、実績とともに、いろいろなご意見をいただいております。具体的には11ページからご覧ください。まず事業者からの主な意見ということで、事業者つまり借り手のほうでございます。左側に意見の概要、右側に総務省の考え方がございますが、添付書類を簡略化、あるいは統一化すべきという意見がございます。当然、ガイドラインにも効率的に行うという原則が記述されておりますので、電子化をはじめとした手続の簡素化や効率化の取組が行われていると認識しておりますが、ただ、実際にどのような書類が必要かというのは、貸し手側において一律にある程度共通の部分はあると思えますが、完全に統一するというのは、貸し手側の事情もあり困難な面もあると思えますので、今後具体的に支障があるような事例が出てきましたら、引き続きフォローをしていきたいと思っております。

また、調査回答期間をもっと短縮すべきという意見が、件数としては非常に多く提出されました。総務省の考え方にございまして、ガイドライン上は、原則として2箇月以内と書いてございます。各社は標準実施要領で2箇月以内と定めておりまして、電柱については1箇月以内という場合もございます。もちろん短いほど望ましいのですけれども、当然、設備の貸し手側の事情ということもございまして、引き続き実態把握に努めていきたいと思っております。

その他の、共架を前提とした強度設計、つまり貸すことを前提とした強度設計にすべきという意見や、共架ポジションを確保すべきというご意見もございまして、これらにつきま

しては、電柱強度に関する基準を一律に共通化することは難しいのではないかと考えております。また、共架ポジションを確保すべきという点につきましては、安全保安上の問題もあると考えておりますので、必要な事項について当事者間で協議・検討を行っていただくべきではないかと考えております。

12ページ目をご覧ください。施設を移転する場合につきまして、ご意見をいくつかいただいております。事前予告をして欲しい、理由を明らかにしてほしい、あるいは費用負担に関するご意見でございます。ガイドラインにおきましても、移転の事前予告や費用の扱いについて、契約において明示するというようになっております。移転するケースというのはケースバイケースでございますので、具体的にはやはり当事者間で、契約に基づきまして、お話をさせていただくことになるかと思っております。当然、事前の通知はきちんとしていただくということを、できれば徹底していただければと考えております。

(2) というのは設備所有者、つまり貸し手側のご意見でございます。貸すことを決めたとしても、借りるほうの工事が遅延したり、きちんと手続を行わない、あるいは不要となったものについて撤去を行わない、そういう工事や保守のルールを守っていない面があるということでございます。これらも個別のケースに応じて対応して、原則ルールは、ガイドラインにおいて定まっておりますので、それに基づいてきちんと当事者間で話し合っただけで対応していただくということが基本的な考え方かと思っております。

その他として、鉄塔の場合は、普通自らも使うけれど、それを貸し出すこともあるというケースが多いのですけれども、元々鉄塔を貸し出すことだけを目的にして設置し保有しているものにつきましては、ちょっとルールが違っていいのではないかと、あるいは鉄道事業者については、そもそも対象から外してほしいというご意見をいただいております。

これは考え方にございますとおり、線路敷設の円滑化を目的にしておりますので、設備の目的如何にかかわらず、適用の対象とすることが適当でありますし、鉄道につきましても一定の貸与実績がございますので、引き続きご協力をいただきたいと思いますと考えております。

13ページ目をご覧ください。ガイドラインの趣旨から逸脱した社名公表、行政指導等については、やはり非常に悪質なものが仮にございましたらば、行政指導等を考えていかなければならないと思っておりますが、個別の事案については、まずは当事者間で丁寧に話し合っただけということが基本と考えております。また、先ほど申しましたとおり、事業者側にご協力いただいて定期的な調査を行っておりますので、それが負担になるというご意見もございますが、やはり貸与拒否事案というのが一定数あるという中で、また対応実績も全体としては増えているということもございますので、引き続きご協力をいただきたいと思います。ただ、こういう調査方法あるいは調査結果のフィードバック等につきましても、引き続き事業者の意見も聞きながら、あるいは設備所有者の意見も聞きながら、効率化を図っていきたいと考えております。

これらの調査結果を踏まえまして、14ページ目でございます。貸与実績が増加している一方で、拒否事案が一部増えてはございますけれども、これは著しく増加しているとか

特段の事由だけが特に増加しているというような、ガイドラインでカバーするような事情変更は特段見られないのではないかと考えております。

いただいておりますご意見というの、やはり基本的には当事者間で協議するような個別案件が多いことから、今回はガイドラインの改正は行わず、引き続き、本件の状況について毎年のレビューをやっていきたいと考えております。

私の説明は以上でございます。

(山内部会長) ありがとうございます。それでは、ただ今のご説明につきましてご意見、ご質問ありましたら、ご発言をいかがでしょうか。

(井手委員) いいですか。

(山内部会長) どうぞ。

(井手委員) このガイドラインの運用状況については毎年報告を受けているのですが、実際に総務省としてこの結果を受けて、具体的にアクションをするかという、基本的に当事者間で協議するという話のことが多いし、若干貸与する者を付け加えたりすることがあるかと思えます。基本的にこれは借りる側の苦情というかクレームを聞いた上でどうするか、個別に対応するほうが、コストを考えた場合、効率的なのではないかと、私は思います。毎年毎年、何十万本とか何千本というのを貸し手側に集計させているというのは、大変な規制のコストがかかると思うので、具体的にどういう問題があるかというのを借り手側に出させるほうが効率的なのではないでしょうか。これは10年も続いているので、ずっと定例的にやるというのものもあるかもしれませんが、この方法を続けていくのがよいかどうか。このような感想です。

(吉田事業政策課長) ありがとうございます。おっしゃるとおり、やはり貸し手側、借り手側もそうですけれど、貸し手側さんにとっても一定の負担になっていると思いますので、貸し手側借り手側の意見を、随時受付けることももちろんできるのですが、せっかくこのような形でまとめていただいておりますので、それをご報告させていただいた後、お互いにこういう意見があったということで、貸し手側借り手側それぞれに、相手の意見を具体的にフィードバックさせる等、そういう仲介を私ども今後やっていきたいと思っておりますので、そういうことを通じて、できるだけ円滑に今後進むようにしていただきたいと思っております。引き続き負担軽減についてもいろいろ考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(井手委員) 借り手側の認定の電気通信事業者ってどのくらいいるのでしょうか。

(吉田事業政策課長) 社数ですか。

(井手委員) ええ。

(吉田事業政策課長) 結構多いですが、その点につきましては、確認してまたご回答させていただきます。

(相田部会長代理) 先ほどおっしゃった地中化の話なのですが、今回あがっている地中化というのは、誰がやることになるのでしょうか。

(吉田事業政策課長) 今回。

(相田部会長代理) 主な道路の電線地中化を推進する主体は、道路管理者でしょうか。

(吉田事業政策課長) 道路管理者と電柱の保有者両方だと思いますが、確認します。

(相田部会長代理) やはり見栄えからいった地中化の話もあるでしょうし、最近非常に、暴風や台風が大規模化しているということで、このガイドラインそのものの話とはちょっと別の次元ですが、通信ネットワークの堅牢化をどう進めていくという観点で、皆が設備共用している中で、一番素朴には今電柱を持っている人がというのが一番自然ではあるのですけれども、電線地中化は地方自治体が移設してそこに乗り換えるというパターンだと思うのですけども。このガイドラインそのものの話ではないとは思いますが、そういう地中化推進等々の、誰がどう推進し、そのときに費用負担をどうやっていくのかという点についても、少しこれから考えていく必要があるのかと思います。

逆に、この調査は、確かに非常に有用な情報である一方で、もうだいぶ期間を経たものなので、毎年ではなく、2年か3年に一遍でも良いかなという。

(吉田事業政策課長) わかりました。運用の仕方も考えたいと思います。地中化につきましては、昨年の道路法改正は防災の観点から、例えば大災害が起きた時に電柱が倒れて、通信や電力が途絶するということがあります。電柱が倒れることで道路が使えなくなって緊急車両も通れなくなるという事態も含めて、防災上の観点から地中化を推進しようということでございます。

もう1点は、去年の後半以降に出てきたものですが、オリンピックに向けて、景観の観点から地中化を推進しようということでございます。両方のエンジンが、現実にあるのだと思います。すみません、そこは最終的に確認いたしますが、電柱の保有者自体が地中化していくということになると思います。そこを道路管理者、あるいは国、自治体、共通の場合もありますし、ずれている場合もあると思いますが、そのあたりが音頭を取って、ということになると思います。その費用負担というのが、地中化を進めていく上で一つの大きな協議事項になっていくのではないかという構図だと基本的には認識しております。もし間違っている部分ありましたら、またご報告させていただきます。

(谷川委員) 提供不可となったケースは、その後何か代替の方法があったのですか。それともこのままサービス、提供をやらないということで決着しているものが多いのですか。

(吉田事業政策課長) それはケースバイケースだと思います。新たに線が引けないということもございますので、例えば別の電柱を新規に建ててということもあるでしょうし、例えば提供を断念したケースもあるかと思えます。ちょっとそこまではフォローアップできていません。

(谷川委員) 1つは新規に電柱を建てるという選択肢が、強度が問題の場合にはあるということですか。

(吉田事業政策課長) あり得ます。当然、それは元々借りようとしている人が建てることになるのだと思うのですけど、当然道路管理者の許可等が必要になります。

(山内部会長) よろしいですか。他にいかがですか。

それでは、報告事項でございますので、以上で本日の議題は終了ということになります。

閉 会

(山内部会長) 委員の皆様から特段のご発言はありますか。

よろしいですか。事務局から何かありますか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。次回の日程につきましては、確定になり次第、事務局からご連絡申し上げますので、皆様方よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上で閉会いたします。どうもありがとうございました。